

商標審査基準改訂のイメージ

商標法3条1項1号

商標審査基準の改訂案	現行の商標審査基準
<p data-bbox="181 336 1115 363">三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）</p> <div data-bbox="192 368 1115 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="197 392 1111 453">その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> </div> <p data-bbox="181 520 495 547">1. 「普通名称」について</p> <p data-bbox="181 555 1122 687">(1) 「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。</p> <p data-bbox="293 695 837 756">(例) 商品「時計」について、「時計」の商標 役務「美容」について、「美容」の商標</p> <p data-bbox="181 764 1122 825">(2) 「普通名称」には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれる。</p> <p data-bbox="248 833 927 965">(例) 略称……「アルミ」（アルミニウム） 「パソコン」（パーソナルコンピュータ） 「損保」（損害保険の引受け） 「空輸」（航空機による輸送）</p> <p data-bbox="338 973 927 1106">俗称……「波の花」（塩） 「おてもと」（箸） 「一六銀行」（質屋による資金の貸付け） 「呼屋」（演芸の興行の企画又は運営）</p> <p data-bbox="181 1114 1122 1174">(3) 「普通名称」には、一般的に漢字で表示されるものを、仮名文字又はローマ字で表示したものも含まれる。</p> <p data-bbox="237 1182 663 1209">(例) 「とけい」、「トケイ」、「tokei」</p> <p data-bbox="181 1249 837 1276">2. 「普通に用いられる方法で表示する標章」について</p> <p data-bbox="181 1284 1122 1345">(1) 文字の書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、「普通に用いられる方法で表示する標章」には該当しない。</p> <p data-bbox="181 1353 1122 1414">(2) 書体や全体の構成等が特殊な態様か否かの判断においては、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分に考慮する。</p> <p data-bbox="181 1422 1111 1449">(3) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、「普通名称」</p>	<p data-bbox="1144 336 2078 363">三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）</p> <div data-bbox="1155 368 2078 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1160 392 2074 453">その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> </div> <p data-bbox="1144 520 2085 652">1. 本号でいう「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。</p> <p data-bbox="1200 660 1744 721">(例) 商品「時計」について、「時計」の商標 役務「美容」について、「美容」の商標</p> <p data-bbox="1144 764 2085 825">2. 商品又は役務の普通名称には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれるものとする。</p> <p data-bbox="1200 833 1879 965">(例) 略称……「アルミ」（アルミニウム） 「パソコン」（パーソナルコンピュータ） 「損保」（損害保険の引受け） 「空輸」（航空機による輸送）</p> <p data-bbox="1279 973 1868 1106">俗称……「波の花」（塩） 「おてもと」（箸） 「一六銀行」（質屋による資金の貸付け） 「呼屋」（演芸の興行の企画又は運営）</p> <p data-bbox="1144 1249 2085 1310">3. 「普通に用いられる方法で表示する標章」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、該当しない。</p> <p data-bbox="1178 1318 2085 1378">ただし、この場合については、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分に考慮するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1422 2085 1449">4. 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通</p>

を「普通に用いられる方法で表示する」もののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当する。

- (4) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが、「普通名称」を「普通に用いられる方法で表示する」もののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当する。
- (5) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、「普通名称」を「普通に用いられる方法」で複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当する。
- (6) 「普通名称」を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当する。

に用いられる方法で表示する」ものに該当するものとする。

- 5. (1) 動き商標、ホログラム商標及び位置商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。
 - (2) 動き商標が、点が動いた軌跡が線で表され、それが、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示するもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。
 - (3) ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。
6. 商品又は役務の普通名称を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、原則として、本号の規定に該当するものとする。

